

4. 総合的な評価

4.1. 評価結果

本届出書においては、本施設に係る安全性向上の取組みについて、保安活動の実施状況、国内外の最新の科学的知見及び技術的知見、内部事象及び外部事象に係る評価、決定論的安全評価について、異なる観点から評価を行った。

これらの評価の対象期間は、第2回の評価時点翌日(2025年3月26日)から評価時点となる2025年度定期事業者検査終了日(2026年3月17日)までとした。

本施設の安全性に係る総合的な評価について、以下に述べる。

4.1.1. 安全性向上評価の結果

本施設の安全性に関する長所及び短所は、次のように考えられる。

(1) 安全性に関する長所

保安活動については、品質マネジメントシステム、運転管理、施設管理、核燃料物質管理、放射線及び環境放射線モニタリング、放射性廃棄物管理、事故・故障等発生時の対応及び緊急時の措置、安全文化活動の分野ごとに実施状況を評価した。評価は、組織・体制、社内標準類、教育・訓練、実績指標及び設備の運用改善の5つの側面を含めて行った。その結果、各評価分野では、継続的に改善に取り組んでいることが確認され、実績指標も安定あるいは改善を示し良好な実績(パフォーマンス)を示していることから、品質マネジメントシステムに基づく、PDCA(Plan-Do-Check-Act)サイクル、すなわち継続的改善のサイクルが定着し有効に機能していることが確認できた。

最新の科学的知見及び技術的知見の保安活動等への反映は、安全に係る研究、国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓、国内外の基準等、国際機関及び国内外の学会等の情報(自然現象に関する情報以外)、国際機関及び国内外の学会等の情報(自然現象に関する情報)、設備の安全性向上に係るメーカー提案、その他の新知見情報を対象に知見を抽出した。その結果、例として、原子力施設の運転経験の分野では、国内外の原子力施設の不具合情報に加え、国内加工事業者の安全性向上評価にて抽出された追加措置も収集したうえで、それらの情報から本施設に対する同種不具合の未然防止等の観点で対策が必要なものを抽出し、具体的な改善対策の検討を行い、本施設の保安活動に反映していることを確認する等、全ての分野において必要な知見は

反映済みであること、反映に向けた活動が進められていることを確認した。これは、最新の知見を継続して取り込む仕組みが有効に機能している点で、保安活動の強みである。

内部事象及び外部事象に係る評価については、最新の文献及び調査等から得られた科学的知見及び技術的知見に基づき、事業変更許可の見直しの要否の確認を実施し、評価期間において新たに見直しする必要はないことを確認した。決定論的安全評価については、最新の事業変更許可を受けた「法令への適合性の確認のための安全性評価結果」に対して、安全評価の前提となっている設備の変更状況を踏まえるとともに、保安活動の実施状況、国内外の最新の科学的知見及び技術的知見、施設管理における設備・機器の性能等に係る影響を評価し、その見直しの要否を確認した結果、評価への影響はなかったため、事業変更許可の見直しの必要はないことを確認した。これは、最新の施設の状態を踏まえ、保安活動の実施状況及び最新の知見を取り込んで評価することで、施設のリスクや安全性を深く分析し評価できている。

前回(第2回)以前の届出で取りまとめた安全性向上計画については、それぞれの実施状況及び成果を確認した(「第 4.2-2 表 安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況」参照)。その結果、各活動が、本施設の安全性・信頼性の向上及びリスクの低減に寄与していることが確認できた。

以上のような異なる観点から評価を実施した結果、本施設に対して継続的に安全性向上の取り組みが行われていると評価する。

(2) 安全性に関する短所(更なる改善の視点)

継続的改善のサイクルが有効に機能していることは、安全性向上に係る活動の基盤として、強みであると考えられる一方、保安活動の詳細に立入って確認をすると、設備等の改善の余地が認められる事項も各分野において存在する。見出された改善の余地(「第 2.3-1 表 保安活動及び新知見等から抽出された追加措置」参照)については、今後必要な措置を講ずる予定である。(「第 4.2-1 表 安全性向上に資する自主的な追加措置」参照)

当社は、本施設の安全性向上の取り組みに終わりはないとの認識のもと、今後も引き続き、規制の枠組みにとどまることなく、本施設のリスクを見つけ、

それを除去、低減していくため、全社一体となって、本施設の安全性向上に向けて、自主的・継続的に取組みを進める所存である。

4.1.2. 外部評価の結果

4.1.2.1. 外部有識者による評価

本施設の安全性向上評価に係る調査及び評価結果並びに安全性向上計画については、社外の有識者による外部評価を受けており、外部評価の方法及び結果は以下のとおりである。

(1) 評価者

安全性向上評価を通じて、事業者がプラントの現状を適切に把握し、必要な追加措置を抽出しているかどうか等、評価の適切性を客観的に評価する観点から、外部の有識者による評価を活用することとした。

安全性向上評価の目的に照らし、各専門分野における知見に基づいた評価ができる有識者として、第 4.1.2-1 表に示す外部の有識者に評価を依頼した。

第 4.1.2-1 表 外部有識者

氏 名	所 属	専門分野
えのきだ よういち 榎田 洋一	名古屋大学名誉教授	原子力燃料サイクル工学、放射性廃棄物管理、原子力燃料サイクルプラント設計
たかはし まこと 高橋 信	東北大学大学院 工学研究科 技術社会システム専攻 教授	原子力工学、認知工学、安全工学、ヒューマンファクター、リスクコミュニケーション、脳科学
とこなみ しんじ 床次 眞司	弘前大学 副学長 (被ばく・防災、国際連携担当)	放射線計測、放射線防護、線量評価、緊急時対応、環境放射能
よしだ かずお 吉田 一雄	早稲田大学 理工学術院総合研究所 招聘研究員	サイクル施設を対象とするリスク評価

外部評価に当たっては、独立・第三者的な立場から評価し、客観性を確保した。

(2) 評価方法

調査及び評価結果(安全性向上計画(案)を含む)の概要並びに届出書の記載案を提示し、評価者との面談において、ご意見、ご助言をいただいた。

(3) 評価結果

評価者との面談実績、評価者による評価結果及びその対応を以下に示す。

① 面談実績

- ・ 2026 年 7 月 10 日
調査及び評価結果並びに安全性向上計画に対するご意見への回答
- ・ 2026 年 7 月 24 日
7 月 10 日面談時の追加のご意見への回答

② 評価結果及びその対応

評価者には、届出書記載/安全性向上評価全般に対するご意見及び当社の活動全般に対するご意見をいただき、届出書に記載すべきと判断したご意見については反映を実施し、記載の充実を図った。

評価者による主なご意見とそれに対する対応結果を第 4.1.2-2 表に示す。

4.1.2.2. 届出書の国内加工事業者間レビュー

届出書に関して、外部評価の一環として、記載案について加工施設の知見を有している国内加工事業者によるレビューを受けており、その結果は以下のとおりである。

(1) レビュー者

以下に示す国内加工事業者にレビューをお願いした。

- ・ 三菱原子燃料株式会社
- ・ 原子燃料工業株式会社
- ・ 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

(2) レビュー方法

① レビューの方法及び観点

国内加工事業者に対し届出書案を提示し、専門家も含め広く理解される程度の記載となっているか、評価結果に至るプロセスや根拠が提示されているか、の観点で、ご意見、ご助言をいただいた。

② レビュー対象

第 2 章～第 4 章

③ レビュー期間

2026 年 7 月 6 日～7 月 17 日

(3) レビュー結果

国内加工事業者によるレビューの結果、分かりやすさの観点で届出書を通しての用語の整合及び丁寧な説明を付す等の記載の充実に関するコメントが提案され、それらのコメント内容について届出書に反映を実施し、記載の充実を図った。

主なご意見とそれに対する対応結果を第 4.1.2-3 表に示す。

第 4.1.2-2 表 安全性向上評価に関する外部評価でいただいた主なご意見 (1/2)

No.	ご意見	ご意見を踏まえた対応	届出書への反映箇所
1	届出書の概要はよく纏められていて説明ビデオの事前配布により評価内容の把握が客観的に効率的で、適切なものとなり良好事例といえる。 また、届出書の内容は、外部のステークホルダーにもわかりにくい記述を含んでいるものの若干の修正をすれば適切と判断した。	いただいたコメントを反映しつつ、外部の方々がわかりやすい記述となるよう記載を適正化していく。 （「コンフィギュレーションマネジメント」の概要説明の追記等）	○届出書全体
2	2.1.2. 安全性向上評価の目的及び目標 (2) 目標に記載のとおり、事業者の安全性向上に関する取り組みとして Graded Approach を取り入れ、限られたリソースで合理的にリスクを低減できるように努めてほしい。	安全性向上評価の目標である「リスクを合理的に実行可能な限り低減する」に基づき、追加措置の抽出の考え方として、「加工施設のリスクを合理的に低減する対策を抽出する」旨を追記した。	○2.1.3. 安全性向上評価の実施体制及びプロセス

第 4.1.2-2 表 安全性向上評価に関する外部評価でいただいた主なご意見 (2/2)

No.	ご意見	ご意見を踏まえた対応	届出書への反映箇所
3	第 2.3-1 表の No.1「AI 技術を用いた遠心分離機の監視」の追加措置について、AI 技術を用いる目的として、生産運転の維持に加えて安全性向上評価の観点からの考察も若干でよいので追記して欲しい。 また、AI の導入に当たっては、精度を把握することが重要であるため、十分な確認、検証を重ねたうえで進めてほしい。	遠心分離機の故障は、直接的に安全性の観点に影響を与えるものではないが、AI 技術を用いて監視することにより、リソースを更なるパフォーマンス向上につながる活動(教育・訓練等)に充てることができることを期待される効果として追記した。 また、ご意見のとおり、導入にあたってはホールドポイントを設定し、十分な確認及び検証を重ねながら慎重に進めていく。	○2.4.1.1. (5)期待される効果

第 4.1.2-3 表 安全性向上評価に関する国内加工事業者間レビューでいただいた主なご意見

No.	ご意見	ご意見を踏まえた対応	届出書への反映箇所
1	第2.3-1 表のNo.1 のとおり、AI 技術をうまく活用して安全性の向上に資する追加措置を計画されていることは、良好事例だと思う。AI を活用して運転管理のパフォーマンスが向上したものがあれば、その実例を次回以降の届出書等を通じて学びたい。	追加措置について計画的に進め、次回以降の届出において実施状況・成果について記載し、情報共有を図っていく。	ー
2	「CAQ」、「Non-CAQ」、「PIM」、「PICO」、「CR」といった略語が使用されているが、「広く理解される程度」の記載という観点からは、略語表などを作成したほうが読みやすいと考える。	ご意見のとおり、一般公開された際に理解しやすい届出書となるよう、届出書の冒頭に略語表を新たに追加した。	○届出書冒頭

4.2. 安全性向上計画

第2章の調査・分析の結果から、保安活動において管理面や設備面の改善が図られており、保安活動を行う仕組みが有効に機能していることが確認できたが、更にプラントの安全性を向上させる観点から、第3章の内部事象及び外部事象に係る評価、決定論的安全評価及び中長期的な評価を考慮したうえで、安全性向上に資する自主的な追加措置を抽出し安全性向上計画として取りまとめた。

その結果を踏まえ、抽出した安全性向上に資する措置を確実に実施することにより、本施設の安全性は更に向上すると評価する。

安全性向上評価(本評価)も活用し、リスクを把握し、そのリスクを低減・除去に努める活動を継続していく。

4.2.1. 安全性向上のための具体的な措置に係る計画

第2章及び第3章を踏まえ抽出した、安全性向上に資する自主的な追加措置について第4.2-1表「安全性向上に資する自主的な追加措置」に示す。

4.2.2. 安全性向上のための具体的な措置に係る実施状況

以前の届出で示した継続中の安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況を第4.2-2表「安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況」に示す。

4.2.3. まとめ

本評価では、第2章から4件の追加措置を抽出することができた。また、前回以前の届出書で示した追加措置について、適切に実施されている。

今後とも、日常の保安活動における安全性向上に向けた不断の努力に加え、安全性向上評価において抽出した追加措置を実施していく。

追加措置についても、措置を講じた以降は、日常の保安活動において、設備の状態あるいは措置の実施状況とその改善の状況を適宜確認し、安全性の向上を継続的に図っていく。

第 4.2-1 表 安全性向上に資する自主的な追加措置(1/2)

No.	追加措置	追加措置概要	実施時期 (届出回次)※	関連する 評価分野
1	AI 技術を用いた遠心分離機の監視	中央制御室における遠心分離機の運転状態監視補助として、AI 技術にて遠心分離機に係る各運転データの異常兆候を検知し、検知した兆候がどのような異常に進展する可能性があるかを速やかに当直員が認知できるシステムを構築する。 なお、本システムの導入においては、既設の技術基準への適合性(地震による損傷の防止、火災等による損傷の防止、閉じ込めの機能等)に影響を与えないように設計する。	2026 年度 (第 4 回)以降	2 章 保安活動の実施 状況 運転管理
2	大地震発生時のプラント確認の効率化	既存の中央制御室計装監視システムの拡張機能を活用し、大地震発生時に確認すべき機器の状態を一括で確認できる画面を構築する。 なお、本機能の導入においては、既設の技術基準への適合性(地震による損傷の防止、火災等による損傷の防止、閉じ込めの機能等)に影響を与えないように設計する。	2026 年 7 月 (第 3 回) (実施済)	2 章 保安活動の実施 状況 運転管理

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026 年 7 月 3 日)の状況

第 4.2－1 表 安全性向上に資する自主的な追加措置(2/2)

No.	追加措置	追加措置概要	実施時期 (届出回数)※	関連する 評価分野
3	他原子力施設の運転操作訓練ベンチマーク	他原子力施設のシミュレータによる運転操作訓練を本施設の当直員がベンチマークし、「情報共有方法」、「訓練の評価方法」等から自分たちとのギャップを抽出し改善を図る。 なお、ベンチマークは、計 5 回の実施を予定しており、本施設の当直員が 1 回当たり 6 名ずつ訓練を観察する(30 名の当直員全員による観察)。	2027 年 3 月 (第 4 回)	2 章 保安活動の実施 状況 運転管理
4	コンフィギュレーションマネジメントに係る力量向上活動	コンフィギュレーションマネジメントに係る要員に対して計画的なコンフィギュレーションマネジメント教育を実施するとともに、継続的な力量向上のための仕組みの改善を実施する。 また、昨年度から実施している施設管理に係る力量向上を目的とした熟練者による若年者への現場教育に加え、コンフィギュレーションマネジメントの実務を担う若年者の力量向上を目的として、作成した図面の検証も兼ねて熟練者と若年者のチームによる現場照合(図面と現場機器・配管の整合確認)を実施する。	2027 年 3 月 (第 4 回)	2 章 保安活動の実施 状況 施設管理

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026 年 7 月 3 日)の状況

第 4.2-2 表 安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況(1/8)

【継続中の措置】

No.	追加措置 (抽出した届出 回次)	概要	実施状況※	関連する 評価分野	実施時期 (届出回次) 前回までの届出時	実施時期 (届出回次)※ 今回の届出時
1	操作性、保守性を向上させるための設備改造 (第 1 回)	本措置は、狭隘部、高所に設置された弁等の設備について、操作性、保守性を向上させるために、毎年度、設備更新工事に係る設計の計画書が策定された設備を対象に、操作性、保守性の向上に係る検討を実施し、その結果を踏まえた設備改造を実施するものである。	2025 年度の検討においては、排気用 HF モニタに係る以下の保守性の改善を実施することを決定した。 ①排気用 HF モニタの保守性の改善 排気用 HF モニタの排気口からのガスサンプリングラインは、それぞれ独立し 2 系統設置されているが、サンプリング後の排気ラインは共通の 1 系統となっている。 このため、排気ラインの保守作業、配管更新等で排気を停止する必要性が生じた場合は、排気用 HF モニタが 2 台ともに使用できなくなる可能性が生じることから、排気ラインを 2 系統とすることで 2 台停止となるリスクを低減させる。 当該工事については、2026 年 11 月から工事を実施し、2027 年度に完了予定である。 (次頁へ)	2 章 保安活動の 実施状況 施設管理	2025 年度 (第 3 回) 以降	2027 年度 (第 5 回) 以降 ①2027 年度 (第 5 回)

第 4.2-2 表 安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況(2/8)

【継続中の措置】

No.	追加措置 (抽出した届出 回次)	概要	実施状況※	関連する 評価分野	実施時期 (届出回次) 前回までの届出時	実施時期 (届出回次)※ 今回の届出時
1	—	—	(前頁より) 2026 年度以降についても、計画が確定した設備更新工事に関して、引き続き、操作性、保守性の向上に係る検討等を実施していく。 【2024 年度】 本措置については、2024 年度から調査を行い 2024 年度は 2 件の設備改造を実施した。 ②管理区域入口階段の扉の改造 (操作性改善) ③洗缶架台上へのコンセントの設置 (保守性改善)	—	②2024 年 10 月 (第 2 回) (実施済) ③2024 年 5 月 (第 2 回) (実施済)	— —

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026 年 7 月 3 日)の状況

第 4.2-2 表 安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況(3/8)

【継続中の措置】

No.	追加措置 (抽出した届出 回次)	概要	実施状況※	関連する 評価分野	実施時期 (届出回次) 前回までの届出時	実施時期 (届出回次)※ 今回の届出時
2	設計基準事故 の起因（火災 源）となっている コールドトラップの冷凍 機の設備更新 (第 1 回)	本措置は、設計基準 事故「火災時の内圧上 昇による UF ₆ 内包配管 のフランジ部等からの 漏えい」における事象 の起因となる冷凍機 (火災源)について、内 包する機械油の量が少 ない機種に更新するも のである。	2025 年度は、試験装置の設計・製作及 び冷凍機単体での性能確認を行い、要求 性能を満たすことが確認できた。2026 年 度は、模擬負荷体と冷凍機の組み合わせ 試験を行い、2028 年度までに設計・工事 を実施していく。 【2024 年度】 ①冷却能力・保守性等を技術検討し、更 新機種・使用冷媒を選定した。	2 章 保安活動の 実施状況 施設管理	2029 年 3 月 (第 6 回) ①2024 年 10 月 (第 2 回) (実施済)	2029 年 3 月 (第 6 回) —

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026 年 7 月 3 日)の状況

第 4.2-2 表 安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況(4/8)

【継続中の措置】

No.	追加措置 (抽出した届出 回次)	概要	実施状況※	関連する 評価分野	実施時期 (届出回次) 前回までの届出時	実施時期 (届出回次)※ 今回の届出時
3	オンライン振 動診断システ ムの導入 (第2回)	本措置は、保守作業の最適なタイミングの判断、異常兆候の早期の検知を目的とし、送風機、ポンプ等の回転機器について、振動計及びオンラインで振動診断を行うシステムを設置することにより、回転機器の各部位の振動波形データ等を監視ソフトウェアにより解析、診断し、リアルタイムでの設備の状況把握を可能とするものである。	2025年度は、オンライン振動診断システム導入のための検討として、換気空調設備の送排風機及びユーティリティ設備のポンプを対象に敷設ケーブルルートの調査やコスト評価等を実施しており、2026年度中に設計及び設置を行い、運用を開始する。	2章 保安活動の 実施状況 施設管理	2027年3月 (第4回)	2027年3月 (第4回)

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026年7月3日)の状況

第 4.2-2 表 安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況(5/8)

【完了した措置】

No.	追加措置 (抽出した届出 回次)	概要	実施結果及び成果※	関連する 評価分野	実施時期 (届出回次)※
4	保全活動の最適化に向けた保全データの充実化及び活用(第1回)	本措置は、各機器の保全内容の決定に係る根拠及び部品単位での劣化メカニズムに係るデータの充実化を図るとともに、このデータを基に、保全計画の見直し(最適な保全方式の選定、点検周期の設定等)を実施するものである	本措置については、2024 年 4 月から以下の活動を実施し、以下の①～⑤について活動を完了している。 ① 機器単位から部位単位に分け、設備所掌を分解し保全計画の見直し ② 劣化メカニズム及び保全内容決定根拠書の未反映の機器に対して追加、修正 ③ 施設管理に関連する要領類等への反映 ④ 保守管理ツールへの反映 ⑤ 未点検機器に対する点検時期の設定 未点検機器以外については保全計画の根拠となる劣化メカニズムや保全内容決定根拠書が整備され、保全計画の見直しが完了している。また、保全計画の維持管理については、仕組みのルール化を図っており、運用開始後は不適切な保全計画に起因する重大な不適合は発生していない。未点検機器のうち既に点検が終了した管理廃水処理設備及びボイラ・熱水設備の弁については、構築された仕組みに基づき、保全計画への反映が図られている。今後、点検予定の未点検機器については、具体的な点検方法や点検時期が設定できたことで、分解点検により得られる知見やデータの蓄積が図られ、保全計画への反映の見通しがついている。 以上のことから、経年劣化に重点を置いた適切な施設管理の改善が図られていることにより、本施設の安全性向上につながっていると評価する。	2 章 保安活動の実 施状況 施設管理	①2024 年 4 月 (第 2 回) ②2024 年 4 月 (第 2 回) ③2024 年 7 月 (第 2 回) ④2024 年 12 月 (第 2 回) ⑤2026 年 6 月 (第 3 回)

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026 年 7 月 3 日)の状況

第 4.2-2 表 安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況(6/8)

【完了した措置】

No.	追加措置 (抽出した届出 回次)	概要	実施結果及び成果※	関連する 評価分野	実施時期 (届出回次)※
5	プログラムによる監視補助 (第 2 回)	本措置は、ガス移送ヘッダの圧力上昇を長期間(約 1 ヶ月間)気付くことができなかったことが要因となった廃品コールドトラップの内圧上昇事象の発生を受け、運転状態の監視補助として、任意で設定した値に到達した際にアラームを鳴らし、当直員に状態変化を知らせる機能を追加するものである。	本措置については、任意で設定した値に到達した際にアラームを鳴らし、当直員に状態変化を知らせる監視補助プログラムを作成し、運用を開始している。運用開始後、本プログラムにて異常を検知することで、当直員が早期に認知できており、機器の指示値変動に長期間気付かないことに起因する重大な不適合は発生していない。 また、上記以外に、通常の運転操作において、次ステップの操作着手条件となるしきい値に到達したことを当直員へ通知する運転操作補助ツールとしても活用しており、監視に要していたリソースを更なるパフォーマンス向上につながる活動(教育・訓練等)に充てることができる。 本プログラムの活用することで、異常を早期に認知できており、併せて、当直員のパフォーマンス向上にも寄与していると評価する。	2 章 保安活動の実 施状況 運転管理	2025 年 4 月 (第 2 回)

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026 年 7 月 3 日)の状況

第 4.2-2 表 安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況(7/8)

【完了した措置】

No.	追加措置 (抽出した届出 回次)	概要	実施結果及び成果※	関連する 評価分野	実施時期 (届出回次)※
6	保全計画の確 実な運用のた めの施策 (第2回)	本措置は、見直した保全計画に係る運用を確実に進めるため、以下の活動に取り組むものである。 ①最適な保全計画へ更新していくための仕組みの確立 ②施設管理の力量向上のための教育の実施 ③工場長及び濃縮保全部長からの発信	本施設においては、2024 年度から保全活動の確実な運用を図るため、保全計画の見直しに係る対応(保全データの充実化、保全方式、点検周期等の最適化)を実施している。この見直した保全計画を最適な保全計画へ更新していくための仕組みの確立を行うとともに、施設管理に係る力量向上のための教育の活動を実施した。 また、工場長から「施設の安全性、信頼性確保の一環として従業員に対する期待事項、励まし・労い」を意図したメッセージや濃縮保全部長から「保全計画の確実な運用のための施策」として施設管理の重要性や期待事項等を継続的に発信した。 以上の対策を実施することにより、従業員の施設管理に係る知識の向上が図られ、重要性に対する理解が深まっていると評価する。	2 章 保安活動の実 施状況 施設管理	①2025 年 7 月 (第 3 回) ②2025 年 9 月 (第 3 回) ③2025 年 6 月 (第 2 回)

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026 年 7 月 3 日)の状況

第 4.2-2 表 安全性向上に資する自主的な追加措置の実施状況(8/8)

【完了した措置】

No.	追加措置 (抽出した届出 回次)	概要	実施結果及び成果※	関連する 評価分野	実施時期 (届出回次)※
7	重量計ロード セル防護ネッ ト設置 (第 2 回)	本措置は、均質・ブレン ディング設備の工事及び点 検時、作業員がロードセル のケーブル部に直接接触し ないように、防護ネット(不 燃性)を設置するものであ る。	本措置について、防護すべき機器の内部構造物に対 して、損傷を与えないような措置を講じる旨を社内標 準類に追記し、重量計点検時に防護ネットを設置する ことを作業要領書に追記したうえで点検を実施してい る。 本措置の運用開始後は、点検等において防護すべき 機器の内部構造物の破損が防止され、設備の健全性が 維持されることにつながっている。	2 章 保安活動の実 施状況 施設管理	2025 年 5 月 (第 2 回)

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026 年 7 月 3 日)の状況